

〈介護保険〉要介護(要支援)認定を受けている方の税控除について

障害者控除

納税者本人または生計を一にする方が所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65歳以上で要介護(要支援)認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、次へ申請して事前にご用意ください。

申請対象者

平成22年12月31日現在で介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方(主治医意見書で心身の状態を確認します。)

申請場所

高齢福祉課または各支所福祉課

必要なもの

対象者の印鑑

申請期限

平成22年12月28日(火)まで

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

おむつ代の医療費控除

納税者本人または生計を一にする方のために医療費を支払った場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

要介護(要支援)認定を受けている方が使用したおむつ代についても、医療費控除の対象となる場合があります。

おむつ代の医療費控除を受けるためには、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

なお、要介護(要支援)認定を受けていて、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、「おむつ使用証明書」に代わって、市が交付する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けられる場合があります。該当すると思われる方は、印鑑をご用意の上、高齢福祉課または各支所福祉課へ申請してください。

申請された場合は、要介護(要支援)認定の際に使用した主治医意見書の内容から、寝たきり状態であり、おむつ使用の必要性が確認できた方に確認書を交付します。

問合せ

○書類交付に関すること…高齢福祉課(内線171、173)または各支所福祉課

○税の控除に関すること…税務課(内線112、113、115)または各支所税務課分室

笠間市女性消防団員募集

笠間市消防団では女性消防団員を募集しています。女性消防団員は、火災予防活動を主としたボランティア的な活動をする非常勤の特別地方公務員です。女性消防団は発足2年目を迎え、さまざまな活動を通じて地域防災に活躍しています。

皆さんも、災害のない安全なまちづくりのために、ぜひ、ご協力をお願いします。

女性消防団員の活動内容

- ・火災予防などの防火広報活動
- ・応急手当講習会(普通救命講習会)
- ・一般家庭(独居老人宅)への防火指導



平成22年 出初式

- ・消防団で行う各種行事への参加
- ・火災など災害現場での救護、後方支援活動等

応募資格

- ・市内に居住、または勤務する方
- ・健康で明朗活発な女性
- ・年齢18歳以上からおおむね55歳までの方

募集人数

10名程度

処遇

- ・報酬/条例に基づき支給
- ・出勤手当/業務に従事したときは一定の額を支給
- ・被服/制服、活動服等を貸与
- ・福利厚生/公務災害補償、退職報償金(勤続5年以上)

採用予定日

平成23年4月1日

申込方法

- ・入団届に必要な事項を記載の上、各消防署まで郵送またはご持参ください。
- ・入団届は、最寄りの消防署まで(市のホームページからもダウンロードできます。)

笠間消防署(箱田2564)

友部消防署(中央3-3-1)

岩間消防署(市野谷1542-18)

問合せ

消防本部総務課

Tel 0296-73-0119